

名古屋市インターンシップ等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市（以下「本市」という。）が実施するインターンシップ等（インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和4年6月13日一部改正）（以下「3省合意」という。）に示された学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の4つの類型に準じた取組をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市が実施するインターンシップ等は、学生の就業体験を通じて、職業意識の醸成や実社会への適応能力の向上、市政への理解の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップ等の対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校その他これらに準ずるものとして総務局長が定める学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

(募集)

第4条 本市は、インターンシップ等の受入れを行う所属名及び実習内容等を本市公式ウェブサイトにあらかじめ掲載するものとする。

(受入手続)

第5条 インターンシップ等への参加を希望する学生は、別に定める募集期間内に、名古屋市電子申請システムにより申し込むものとする。ただし、総務局長が必要と認める場合は、総務局長が別に定める方法によることができる。

2 本市は、前項の申込みを受け付けた場合は、選考により、学生の受入れの可否を決定するものとする。

3 前項の選考は、学生の受入れを行う所属の所属長（以下「受入所属長」という。）が行うものとする。ただし、総務局長が必要と認める場合は、総務局職員部人事課長が決定することができる。

4 本市は、前2項の選考の結果を速やかに当該学生に通知するものとする。

(事前オリエンテーション)

第6条 本市は、インターンシップ等に参加する学生（以下「実習生」という。）に対して、実習をより有意義なものとするため、実習期間より前において別に定める期日に事前オリエンテーションを実施するものとする。

2 実習生が前項の事前オリエンテーションに参加することができない場合で

あっても、当該実習への参加を妨げない。

(実習期間)

第7条 実習期間は、原則として、8月から9月までの間（受入所属長が必要と認める場合は、8月から12月までの間）の1日以上とし、具体的な日程については、受入所属長が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校その他これに準ずるものとして総務局長が定める学校に在籍する実習生の実習期間は、当該実習生の夏季休業日中1日以上とする。

(実習時間等)

第8条 実習時間及び休憩時間は、原則として、受入れを行う所属の職員に適用されている勤務時間及び休憩時間の例によるものとする。ただし、受入所属長が必要と認める場合は、この項前段の職員の例によらず、実習時間及び休憩時間を変更することができる。

2 前項ただし書の規定により休憩時間を変更する場合は、実習時間の途中において労働基準法(昭和22年法律第49号)第34条第1項に規定する休憩時間を下回らない範囲内で変更するものとする。

(報酬等)

第9条 本市は、実習生に対して、報酬、賃金、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

(身分・服務)

第10条 実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を保有したまま、実習を行うものとし、本市職員の身分は有しない。

2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、本市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、受入所属長及び実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指示に従わなければならない。

4 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、実習の成果として論文等を外部に公表する場合は、事前に受入所属長の承認を得なければならない。

6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第11条 実習生は、別に定める期日までに誓約書（別添1）を、総務局職員部

人事課長に提出しなければならない。

(実習の中止)

第 12 条 本市は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が、第 10 条に規定する服務義務に反する行為を行ったとき
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき
- (4) 天災地変その他予期することができない事由により、実習を中止すべきと考えられるとき

2 受入所属長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を実習生に通知するものとする。

(実習中の事故責任等)

第 13 条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生は、実習生が故意又は過失をもって第 9 条第 2 項から第 5 項までの規定に反する行為により、本市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(実習報告)

第 14 条 実習生は、実習期間終了後、遅滞なく、インターンシップ等報告書（別添 2）を受入所属長に提出しなければならない。

2 受入所属長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、実習プログラム（別添 3）と併せてその写しを総務局職員部人事課長に提出するものとする。

(実習の証明)

第 15 条 本市は、実習生から実習内容等について証明を求められたときは、これを行うものとする。

(覚書の締結等)

第 16 条 本市は、実習生が在籍する大学等から、覚書の締結、当該大学等の実習生の参加状況等の情報提供及び前項の証明（以下「覚書の締結等」という。）を求められたときは、これを行うものとする。

2 覚書の締結等にインターンシップ等への受入れを通して取得した実習生の個人情報が含まれる場合にあっては、当該実習生の同意を得なければならない。

(その他)

第 17 条 総務局職員部人事課長は、実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑

な実施を図るため、実習生及び受入所属長からアンケートの提出を求めることができる。

第 18 条 3 省合意の例により、インターンシップ等（3 省合意に示された学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の 4 つの類型におけるタイプ 3 及びタイプ 4 に限る。）を通じて取得した学生情報は、広報活動開始時期後に広報活動に、採用活動開始後に採用活動に使用することができる。

第 19 条 この要領に定めるもののほか、本市におけるインターンシップ等の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。